

保護を要する子どもの権利擁護システム



10. 被措置児童等虐待の状況の定期的な公表

都道府県は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとされています（児童福祉法第33条の16）。

この定期的な公表制度は、各都道府県において、被措置児童等虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県における被措置児童等虐待の防止に向けた取組を着実に進めることを目的とするものです。したがって、被措置児童等虐待を行った施設名等を公表して施設等に対し制裁を与えよとの趣旨ではありません。

こうした点に留意しつつ、制度を運用することが必要です。

公表の対象となる被措置児童等虐待は、都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われたと認められた事案を対象とし、次の項目を集計した上で、公表します。

（都道府県が公表する項目）

①被措置児童等虐待の状況

- ・虐待を受けた被措置児童等の状況（性別、年齢階級、心身の状態像 等）
- ・被措置児童等虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、養育放棄、心理的虐待）

②被措置児童等虐待に対して都道府県が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止等）

③その他の事項

- ・施設種別・小規模住居型養育事業・里親・一時保護所の別
- ・虐待を行った施設職員等の職種

なお、この制度は、個別の被措置児童等虐待の事案の発生・発覚の際に、都道府県が虐待を受けた被措置児童や他の児童への影響に配慮した上で適切に事案の公表を行うことを何ら妨げるものでもありません。

11. 被措置児童等虐待の予防等

「2. 基本的な視点」で前述した内容とも重なりますが、施設における被措置児童等虐待を予防し、また、虐待が発生した場合も再発防止を図るためには、以下のような取組が進められるよう、都道府県として常に配慮することが必要と考えます。

さらに、本ガイドラインも参考としつつ、各都道府県において、ケアのあり方や権利擁護を図るための取組方法などについてガイドラインを作成すること、関係者の勉強会を行うこと等を通じ、都道府県内の関係者が共通の認識と、連携を深め、それぞれの各地域でよりよいケアが行うことができる体制作りを進めていくことが何よりも重要です。

1) 風通しのよい組織運営

施設においては、被措置児童等の支援には、必ずチームを組んで複数の体制で臨むこととし、担当者1人で抱え込むことがないようにします。

このためには、ケアの体制を考える際に、様々な職種がチームとなって1人の子どもに対応するシステムとするとともに、被措置児童等の自立支援計画等の見直しや対応方法の検討が必要な場合には、チームで意思疎通を図りながら行うことが必要です。

被措置児童等の支援に当たっては、個々の職員の援助技術や資質の向上等が求められることはもちろんのことですが、法人の理事会や第三者委員会が十分機能していなかったり、施設長に職員が意見を言えない雰囲気があったり、又は子どもに対する不適切な処遇が日常的に行われており、これが当然という雰囲気があるなど、組織全体として問題があると、深刻な虐待につながる可能性があります。

施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図りながら、子どものケアの方針を定め、養育内容の実践、評価、改善を進めていくなど、風通しのよい組織作りに努めます。

2) 開かれた組織運営

都道府県の監査においては、会計面の監査のみならず、ケアの内容に関しても監査を実施することが必要です。

施設においても、第三者委員の活用や第三者評価の活用など、外部からの評価や意見を取り入れることにより運営の透明性を高めるようにします。

透明性を高めるに当たっては、第三者委員を入れるだけ、第三者評価を受けるだけ、というようにそれぞれの仕組みをばらばらに使うのではなく、第三者委員が述べた意見が、法人の理事会、施設の基幹的職員（スーパーバイザー）に伝わる仕組みを作ることや、それぞれの仕組みで検討した改善事項について関係者が共通認識をもって、取り組むことなどが重要です。

3) 職員の研修、資質の向上

職員の子どもに対する対応方法が未熟であったり、職員が子どもを抱え込むことなどが要因となり被措置児童等虐待が起こることがあります。職員個人の主観としては、「子どものため」に行っていることであっても、結果的には被措置児童等虐待につながってしまうこともあります。

このようなことが起こらないよう、まず、職員の意欲を引き出し、これを活性化するための研修や施設の組織的な運営・体制を整えるための研修が必要です。このほか、職員の援助技術向上のための研修を実施することが必要です。また、特定の職員が子どもを抱え込むことがないよう、基幹的職員（スーパーバイザー）が指導することや自立支援計画のマネージメントを実施することなどが必要です。

また、都道府県や地域単位で関係者が集まり、研修会の開催やケーススタディ等を行うことにより、個々の施設職員等の視野が広がるとともに、関係者全体として、被措置児童等虐待への対応や予防に関する認識の共有化やノウハウの蓄積が期待できます。

4) 子どもの意見をくみ上げる仕組み等

子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明すること、子どもの意向や意見を確認し、子どもが自らの置かれた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明すること、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進めることなどがが必要です。

具体的には、

- ・措置・委託を実施する際に、子どもの置かれている状況の説明、今後の生活についての理解を深めるようにする
- ・定期的に個別に子どもと話をする機会を設け、子どもが現在置かれている状況に関する意見や疑問等に応える
- ・自立支援計画の策定や見直しに当たっては、子どもの意見を聴く
- ・措置変更や措置解除を行う際には、事前に子どもの意見も踏まえる
- ・子どもが現在受けている対応がおかしいと思ったら、それを外部に伝えても訴えても良いということを伝える

等の取組が必要です。

また、子どもの置かれた状況や子どもの権利などを記したいいわゆる「子どもの権利ノート」等を活用し、措置・委託を行う際や措置・委託中に子どもが自らの権利を理解するための学習を進めることも重要です。

いずれの場合でも、自らの意見を明確に述べることと、「わがまま」を言うことは区別されること、権利として主張すべきことと守るべきルールがあることなどについて、子どもがよく理解できるように説明することが必要です。これらの取組を進める前に、子どもの権利の学習についての職員等の対応方法等に関する研修を実施することも考えられます。

＜具体的な権利ノートへの記載事項や子どもの権利の学習に関する取組例＞

- ・被措置児童等を対象とした「子どもの権利ノート」や子どもの権利についての学習会の開催（再掲）
- ・「子どもの自治会」等の開催を通じた被措置児童等による主体的な取り組みや、「意見箱」の設置など、子どもの意見を汲み取る仕組みづくり（再掲）

なお、子ども自らが被害を訴えることができないような子ども（例：乳児・重度の障害児）もいます。職員の意識向上を図り、相互啓発していくことがより一層望まれるところです。

Ⅲ 参考資料

被措置児童等虐待通告等受理票（例）

受付日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	受理者	
------	--------------------	-----	--

通告内容

虐待の種類	1 身体的虐待 2 性的虐待 3 ネグレクト（養育の怠慢・放棄） 4 心理的虐待
通告の内容及び子どもの状態 （虐待の内容、時期、子どもの心身の状態、施設等の対応、特に注意を要する事項について）	

子どもについて

氏 名		男・女	年齢	歳	生年月日	平成 年 月 日
学 校 等	保育所・幼稚園・（ ）学校・その他					学 年 等
施設等名称						
施設等住所						
施設等代表者			担当者名・職名			

虐待者について

氏 名		男・女	年齢	歳	
児童との関係				役職名	

通告者について

氏 名		男・女	児童との関係	
匿名希望	あり・なし	所属		連絡先

